

第
6
部

資料

DOCUMENTS

日仏学生フォーラム規約

第1章 総則

第1節 目的

第11-1条 (目的)

本会は、次世代の日本・フランス両国の交流・発展を担う学生たちの交流を目的とする。

第2節 基本事項

第12-1条 (名称および所在地)

① 本会は、日仏学生フォーラム (Forum Franco-Japonais des Étudiants) と称する。

② 本会は、これを東京都渋谷区恵比寿三丁目九番二十五号、日仏会館内に置く。

第12-2条 (主催)

本会は、公益財団法人日仏会館 (以下、「日仏会館」という。) が内部組織として主催し、本会会員が企画・運営し、各年度の代表、副代表および各担当が統括する。

第12-3条 (活動年度)

本会の活動年度は、毎年一月一日から三月三十一日とする。会計年度は別に定める。

第12-4条 (顧問)

顧問は、日仏会館が選定し、本会への助言を行う。

第3節 解散

第13-1条 (解散)

当団体は、以下の場合に解散する。

- ① 会員の減少もしくは財源の減少により、存続が不可能になった場合。
- ② 当会が法に触れる行為をした場合。
- ③ 日仏会館が解散を宣言した場合。
- ④ 総会による解散の決議があった場合。

第2章 会員

第1節 会員総則

第21-1条 (会員資格)

① 本会会員は、日仏会館の学生会員に限る。

② 本会会員となるためには、次の条件を満たすこととする。

一 加入後二年間、学生として第51-1条に定める本会の活動に携わることができること。ただし、大学四年次に在籍し大学院に進学する意思のある学生は受け付ける。

二 フランスに関心があり、フランス語を学んでいること。

三 フランス語か英語でディスカッションを行うことができる能力を有すること。

四 ウェブブラウザ、メール等のインターネット環境があること。

第21-2条 (任期等)

① 本会会員の任期は、二年三カ月である。

② 各年度現会員のほぼ半数の入れ替え制とし、毎年新規会員の募集を行う。

第2節 入会

第22-1条 (リクルート活動)

入会勧誘の広報活動および次期会員選考は、リクルート担当者がこれを統括する。

第22-2条 (選考)

会員加入に関しては、十二月に次期会員の選考を行う。選考は、日仏会館を代表する者の立会いのもと、書類や面接等によって行い、最終的には本会会員が決定する。

第22-3条 (会員資格の始期)

前条の規定により入会を認められた者は、次二条所定の入会書類を提出し、第63-1条所定の費用を納入し、日仏会館の学生会員となった時点で正式に会員となる。

第22-4条 (規約尊重義務および同意書)

本会会員は、この規約を尊重し、その旨を活動参加誓約書にて表明しなければならない。

第22-5条 (誓約書)

① 本会会員は、入会の際に誓約書を本会に提出しなければならない。

② 第一項の誓約書は、書式第三号を用いるものとする。

③ 第一項の誓約書は、誓約者の住所・記名・押印が必要である。

④ 第一項の誓約書は、提出により発効し、契約に準ずる効力を持つものとする。

第22-6条 (追加募集)

本会活動に適当な人数に満たない場合、追加募集を行う。

第3節 参加規程

第23-1条 (遵守事項)

① 本会会員は、以下に掲げる五号を遵守しなければならない。

一 毎月二回以上の会議に出席すること。

二 勉強会・講演会等の行事に積極的に参加すること。

三 会議・行事を欠席する際は、速やかに理由を添え欠席届を提出すること。

四 無断欠席をしないこと。

五 役職・担当に就いたときには、責任を持ってその役割を果たすこと。

② 報告なく遅刻をした場合、欠席とみなす。

③ 三回の遅刻と早退は、一回の欠席とみなす。

第4節 休会・退会・除名等

第24-1条 (休会)

① 一ヶ月以上にわたり活動から離れる本会会員は、その期間を代表に願い出、許可を受けなければならない。

② 休会願は、書式第四号を用いることとする。ただし、書面によっても、メールによってもよい。

③ 期間・理由に関して休会が認められるか否かは、総会の判断に委ねられる。ただし、休会の理由としては原則、就職活動によるもの、病気によるもの、留学などの学業によるものに限る。

④ 第三項の規定により休会が認められた者の当該期間の会議等不出席は、欠席日数に参入しない。

第24-2条 (退会)

本会の退会を希望する者は、その旨を代表に書式第五号を用いて願い出なければならない。願い出のあった場合、総会による決議の上、担当の引継ぎを完了したときに退会するものとする。

第24-3条 (除名)

① 本規約、細則その他本会の定める諸規則に違反して本会の運営に支障をきたした者あるいは社会的秩序に反した者は、総会の決議を経て本会より除名される。

② 前項の者の他、以下に挙げる事項に該当する本会会員は、場合によっては総会の決議により、本会より除名される。

一 半年間の会議の出席率がいかなる理由であれ五割に満たないこと。

二 担当任務を果たせないこと。

三 第2章第3節〈参加規程〉の規定に反し、会の運営・活動に非協力的であること。

四 第63-1条所定の費用を納めないこと。

③ 出席率が五割に満たない場合、一度目は総会における決議の上、除名決議とならなかった場合は警告処分とする。再度出席率が五割に満たない場合は、強制的に除名処分とする。

④ 本会会員の継続の可否は、前三項の規定に照らし、総会において判断する。

⑤ 総会の判断において、継続が決議された場合、当該会員は本会会員の資格を失わない。

第5節 OB・OG会

第25-1条 (OB・OG会への入会)

① 本会へ参加した会員は、任期満了後、本会OB・OG会へ入会する。

② 前節の規定により退会または除名に処せられた本会会員はOB・OG会へ入会しない。

第3章 会議

第1節 総会

第31-1条 (定時総会)

定時総会は、毎年二回、七月および十二月に招集する。

第31-2条 (臨時総会)

臨時総会は、本会に関わる重要事項を決定する必要がある場合に随時招集する。

第31-3条 (出席者)

総会は、本会会員全員でこれを開催する。

第31-4条 (招集)

① 総会の招集は、代表がこれを行う。

② 代表は会日より二週間前までに、各会員に対して総会の招集を通知しなければならない。

第31-5条 (議題の事前の通知)

総会における議題の事前の通知は、代表がこれを行う。

第31-6条 (開催場所)

総会は、日仏会館または本会の指定する場所に招集される。

第31-7条 (議長)

① 総会の議長は、代表が務める。

② 議長は、総会の秩序を維持し、議事を進行させる。議長は、その秩序維持を目的とする命令に従わない者を退場させることができる。

③ 副代表は、議長を補佐する。

第31-8条 (担当者の説明義務)

総会において、各担当者は必要な事項について報告を行い、当該事項等に関する質問に対し応答し、説明する義務を負う。

第31-9条 (議決権の数)

本会会員は、一人につき一票の議決権を有する。

第31-10条 (総会の決議)

① 総会の決議は、会員総数の三分の二以上が出席し、その過半数をもって行う。

② 出席者が第一項の定める数に満たない総会の決議は無効とする。

③ 総会は延期または継続審議の決議を行うことができる。

第31-11条 (議事録)

総会の議事について、議事録を作成する。

第31-12条 (総会欠席者の委任)

① 総会を欠席する本会会員は、事前に委任状を代表に提出しなければならない。

② 第一項の委任状は、書式第一号を用いることとする。

③ 第一項の委任状は、書面によっても、メールによってもよい。

④ 第一項の委任状の内容は、全権委任とする。ただし、事前に示された議題に対し意見がある場合は代表にあらかじめ伝えることができ、総会はこれに従う。

⑤ 意見書等欠席者から提出された書面の解釈については、総会に全権委任がなされたものとみなす。

第2節 通常会議

第32-1条（通常会議）

通常会議は、毎月二回以上開催する。

第32-2条（出席者）

通常会議は、本会会員全員でこれを開催する。

第32-3条（議題の事前の通知）

通常会議における議題の事前の通知は、代表が行う。

第32-4条（開催場所）

通常会議は、日仏会館または本会の指定する場所で開催される。

第32-5条（議長）

① 通常会議の議長は、代表が務める。

② 議長は、通常会議の秩序を維持し、議事を進行させる。議長は、その秩序維持を目的とする命令に従わない者を退場させることができる。

③ 副代表は、議長を補佐する。

第32-6条（担当者の議題提出・説明義務）

通常会議において、各担当者は必要な事項について議題を提出し、報告を行い、当該事項等に関する質問に対し応答し、説明する義務を負う。

第32-7条（議事録）

通常会議の議事について、議事録を作成する。

第32-8条（通常会議欠席者の委任）

① 通常会議を欠席する本会会員は、必要により、事前に委任状を代表に提出しなければならない。

② 第一項の委任状は、書式第二号を用いることとする。

③ 第一項の委任状は、書面によっても、メールによってもよい。

④ 委任の内容は、事前に欠席者から意見書が提出されている場合を除き、全権委任とする。

⑤ 意見書等欠席者から提出された書面の解釈については、通常会議に全権委任がなされたものとみなす。

第3節 同期会議

第33-1条（出席者）

同期会議は、同期に入会した本会会員全員でこれを開催する。

第33-2条（同期代表）

同期会議は、同期代表を設けることができる。

第33-3条（招集）

同期会議は、同一期の本会会員のうちいずれか一名が必要に応じて随時招集する。

第33-4条（同期会議の権限）

同期会議は、当該期のみに関する重要事項を決定する。

第33-5条（議決権の数）

同期会議を構成する本会会員は、一人につき一票の議決権を有する。

第33-6条（同期会議の決議）

① 同期会議は、必要があるときは、決議を行うことができる。

② 同期会議の決議は、事前の招集があった上で、同期会員総数の過半数をもって行う。

第33-7条（同期会議欠席者の委任）

① 同期会議を欠席する本会会員は、必要により、事前に委任状を同期代表に提出しなければならない。

② 第一項の委任状は、書式第二号を用いることとする。

③ 第一項の委任状は、書面によっても、メールによってもよい。

④ 委任の内容は、事前に欠席者から意見書が提出されている場合を除き、全権委任とする。

⑤ 意見書等欠席者から提出された書面の解釈については、同期会議に全権委任がなされたものとみなす。

第4章 役職

第1節 役職

第41-1条（役職）

① 本会会員のうち二年目の者は、本会運営の中心として、以下各号に掲げる役職の担当に就く。一年目の者は、これを補佐する。

一 代表

二 副代表

三 会計

四 講演会担当

五 勉強会担当

六 プログラム担当

七 ディスカッション担当

八 フランス連絡担当

九 渉外担当

十 リクルート担当

十一 OB・OG 担当

十二 広報担当

十三 WEB 担当

十四 報告書担当

② 第一項各号の担当は兼任することができる。但し、代表、副代表、会計間の兼任はできない。

③ 第一項各号の担当は、代表、副代表、会計を除き、二名以上の本会会員が担うことができる。

④ 第一項各号の担当の他、必要により、通常会議の判断により職務担当者を設けることができる。

第41-2条（代表）

① 代表は、本会運営の責任者とする。

② 代表は、対外的に本会を代表する。

第41-3条（副代表）

① 副代表は、代表を補佐する。

② 副代表は、代表が疾病等の事情により執務できないときは、これに代わって職務を行う。

第41-4条（会計）

会計は、本会における金銭納納の記録・管理、日仏会館への報告、第6章所定の事務その他の会計関連事務を担当する。

第41-5条（講演会担当の権限）

① 講演会担当は、講演者の選定・依頼・謝礼および講演会の実施に関する指揮を行う。

② 講演会担当は、広報担当その他の担当と連携し、外部への広報に関する指揮を行う。

第41-6条（勉強会担当の権限）

勉強会担当は、勉強会実施の時期等の指定・調整等勉強会の実施に関する指揮を行う。

第41-7条（プログラム担当の権限）

プログラム担当は、夏季交流プログラムの実施に関する指揮を行う。

第41-8条（ディスカッション担当の権限）

ディスカッション担当は、ディスカッションの実施に関する指揮を行う。

第41-9条（フランス連絡担当の権限）

フランス連絡担当は、フランス側メンバーとの連絡に関する指揮を行う。

第41-10条（渉外担当の権限）

渉外担当は、外部団体等との連絡に関する指揮を行う。

第41-11条（リクルート担当の権限）

リクルート担当は、入会勧誘の広報活動および次期会員選考に関する指揮を行う。

第41-12条（OB・OG 担当の権限）

OB・OG 担当は、OB・OG 総会の開催に関する指揮を行う。

第41-13条（広報担当の権限）

広報担当は、広報活動に関する指揮を行う。

第41-14条（WEB 担当の権限）

WEB 担当は、ホームページやブログの管理に関する指揮を行う。

第41-15条（報告書担当の権限）

報告書担当は、報告書作成に関する指揮を行う。

第5章 活動

第1節 活動総則

第51-1条（活動の内容）

本会は、以下各号に定める活動を行うものとする。

一 隔月の講演会

二 毎月の勉強会

三 年間を通じたテーマのもの、集会やインターネットを通じたディスカッション

四 毎年交互に行う来日・渡仏の夏季交流プログラムの運営・実行

五 日仏会館へプログラム報告会の開催、年度末の報告書作成

六 その他本会の理念に基づく活動

第2節 講演会

第52-1条（目的）

講演会は、外部の研究者・実務家等を招聘し講演を依頼することにより、学生たる本会会員のみでは不足・偏向しがちとなる知識を補足することを目的とする。

第52-2条（開催時期）

講演会は、年間を通じて、原則隔月で開催する。

第52-3条（参加資格）

講演会においては、本会会員の他、一般の来場者の参加を認める。

第3節 勉強会

第53-1条（目的）

勉強会は、会員の知識と親交を深めることを目的とし、年間を通じて行う。

第53-2条（主催資格）

勉強会は、原則として二年目の本会会員が主催する。

第53-3条（参加資格）

勉強会には、本会会員および本会 OB・OG 会会員が参加できる。

第4節 夏季交流プログラム

第54-1条（開催場所および開催時期）

夏季交流プログラムは、来日プログラムと渡仏プログラムを毎年交互に行う。

第5節 報告会・報告書

第55-1条（報告会）

① 来日プログラム開催年度の報告会は、夏季交流プログラムの最後に行うシンポジウムをもって代える。

② 渡仏プログラム開催年度の報告会は、帰国後から十二月までの間に開催する。

第55-2条（年間報告書）

年間報告書は、各年度末に作成し、日仏会館、本会会員その他関係者に配布する。

第6節 OB・OG 総会

第56-1条（目的）

OB・OG 総会は、本会会員と本会 OB・OG 会会員との親交を深めることを目的とする。

第56-2条（開催時期）

OB・OG 総会は、毎年一回開催する。

第7節 その他行事

第57-1条（その他行事）

その他の行事は、第11-1条所定の目的の達成を促進するため、適宜開催する。

第6章 財政

第1節 年度会計

第61-1条（会計年度）

- ① 本会は、年度毎に会計を行う。
- ② 本会の会計年度は、毎年一月一日から三月三十一日とする。

第2節 財源

第62-1条（財源）

本会は、日仏会館より与えられる予算、本会会員が負担する一部資金、および、寄付金によって運営される。この予算内で可能な活動を行う。

第3節 会費

第63-1条（会費）

本会会員は、日仏会館の指定する金額の年会費と、当該年度に本会が指定するプログラム参加費用を五月頃に納める。

第63-2条（徴収）

会費の徴収は、日仏会館の定める方法で行う。

第63-3条（改定）

会費の改定は、総会で行う。

第4節 予算

第64-1条（予算の作成および認）

会計は、本会会員の意見を参酌し、次年度予算案を年度末までに作成し、総会の承認を得なければならない。

第64-2条（予算の執行）

- ① 経費の請求範囲は、通常会議において定められる。
- ② 会計が指定する帳簿締切日以降の経費の請求は、これを認めない。

第5節 会計書類

第65-1条（会計書類の作成および提出）

- ① 会計は、以下各号に掲げる書類を作成しなければならない。
 - 一 損益計算書
 - 二 プログラム費用明細書
 - 三 講演会費用明細書
 - 四 勉強会費用明細書
- ② 会計は、前項各号の書類を定時総会に提出しなければならない。

第6節 会計監査

第66-1条（会計監査）

会計監査は、会計が作成した報告書を次期会計が監査し、日仏会館が最終監査を行う。

第7章 罰則

第70-1条（罰則）

- ① 第24-3条第1項の規定により除名処分とされた場合、被処分者は、第6章第3節の規定に基づき納付した金銭の返還を請求することができない。返還請求があった場合、本会はその請求を却下しなくてはならない。
- ② 前項の場合、被処分者が第63-1条所定の費用を納付していない場合、第22-3条の規定に関わらず、当該被処分者は当該費用を支払う義務を負う。

第8章 改正

第80-1条（本規約の改正）

本規約の改正は、本会会員がこれを発議し、総会において提案してその承認を受けなければならない。この承認には、本会会員のうち三分の二の出席と出席者のうち三分の二の賛成を要する。

第9章 関連規定との調整規定

第90-1条（プライバシーポリシー）

① 本会活動の中で、個人情報を取り扱う必要がある場合の、取扱いについては、別に定めるプライバシーポリシーの規定に基づくものとする。

② プライバシーポリシーの改正については、前条を適用しない。

③ プライバシーポリシーは、本会に備置しおよび本会ウェブサイトに掲載し、閲覧・複写に供するものとする。

附則

この規約は、2012年1月1日より施行する。

〔平成22年改正前規約〕

2005年5月29日施行

2005年7月31日、総会の承認を経て一部改正

2005年12月17日、総会の承認を経て一部改正

2006年4月8日、総会の承認を経て一部改正

2006年7月22日、総会の承認を経て一部改正

2007年7月28日、総会の承認を経て一部改正

2007年12月22日、総会の承認を経て一部改正

2009年7月18日、総会の承認を経て一部改正

2009年11月7日、総会の承認を経て一部改正、プライバシーポリシー制定

2011年7月23日、総会の承認を経て全面改正

2013年1月10日、一部改正

主催者挨拶

2014年度の日仏学生フォーラムは「文化から展望するこれからの社会・日仏関係」をテーマに活動し、8月3日から19日までの渡仏プログラムをハイライトに、無事年間の活動を終えることができました。多岐にわたる難しいテーマに学生諸君が1年かけて取り組んだ記録は、この報告書でご覧頂けると存じます。学生達の活動にご協力を賜りました皆様のお一人一人に厚く御礼申し上げます。

8月17日に日仏会館ホールで行なわれたシンポジウムでは、二週間の交流プログラム中にメンバーが体験したこと、全体テーマのもと「観光」、「ジェンダー」、「教育」、「ファッション」、「表象芸術」、「科学技術」、「外交」の7班に分かれて討論した成果の発表があり、交流の充実ぶりをうかがわせました。日仏両国の学生がフェース・トゥ・フェースの交流を通し相互理解を深める貴重な機会になったものと確信しております。

2015年度は再び夏にフランスの学生を日本に迎えて交流する来日プログラムが開催されます。15期メンバーも加入し、新しいチームで交流プログラムの準備を始めているようです。

日仏会館は高等教育機関ではありませんが、日仏学生フォーラム以外にもフランス語のスピーチコンテスト、若手研究者育成セミナーから渋沢・クローデル賞にいたる、日仏交流の未来を担う人材を育成する様々なプログラムを実施しております。

日仏学生フォーラムは14回を数え、過年度の参加者によるOBOG会が発足し、年間の活動も充実の度を増してきました。更に広く、繊細な目をフランスに、そして世界に向けていく学生交流になりますように、引き続き、皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

公益財団法人日仏会館 副理事長 廣田功

編集後記

今年度も、皆様に日仏学生フォーラム (FFJE) の年間活動の報告書をお届けできることを大変嬉しく思います。

2014年度は主催の公益財団法人日仏会館をはじめ、後援してくださっている外務省、在日フランス大使館、助成して下さった国際交流基金、三菱UFJ国際財団、講演者の山田先生、プログラム中にご協力くださった省庁、研究所、企業、ホストファミリーの方々、OBOGと多くの方のご支援によって成り立った年度でした。就職活動の時期の変更など困難な課題もありましたが、その度に様々な方面からご助言いただき、皆様の支えがあってこうして活動を終えることができたのだと感じております。

本年度は、特に多くの方のご協力なくしては成り立たなかった一年間でした。全ての皆様に事業のご報告、ご支援への感謝をお伝えし、またFFJEの認知度を高め、より多くの方に本事業への理解を深めてもらえるよう、本年度より報告書の一部をFFJEホームページにて公開することとなりました。こちら併せてご覧いただければと存じます。

最後になりますが、この場をお借りいたしまして、ご協力、ご支援くださった全ての皆様に深く感謝申し上げます。今後ともFFJEをどうぞよろしくお願い致します。

ご協力いただいた方々

Tous nos remerciements à:

講演会 (講演者)

東京外国語大学 山田文比古 教授

来日プログラム

ご協力いただいた省庁・研究所・企業 (五十音順)

株式会社 ダイヤモンド・ビッグ社

株式会社 富田染工芸

株式会社 堀場製作所

京都大学 iPS細胞研究所

全日本空輸 株式会社

日本国外務省

日本国厚生労働省

東日本旅客鉄道 株式会社

ホームステイをさせていただいた方々

主催

公益財団法人 日仏会館

企画・運営

日仏学生フォーラム

後援

日本国外務省
在日フランス大使館

助成

国際交流基金
三菱 UFJ 国際財団

日仏学生フォーラム 2014 年度 活動報告書

平成 27 年 2 月 24 日

編集 日仏学生フォーラム 報告書担当

発行 公益財団法人 日仏会館

〒 150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-9-25 Tel: 03-5424-1141 Fax: 03-5424-1200

出版 株式会社イニユニック

〒 173-0026 東京都板橋区中丸町 31-3 Tel: 03-5995-6608

非売品

Copyright reserved by FFJE